

県立高等学校における使用教科書の選定方針等

令和3年5月14日

鳥取県教育委員会

1 選定方針

- (1) 県立高等学校の教科書については、子どもたちの特長を更に伸ばし、確かな学力の定着・向上を図り、子どもたちの学ぶ意欲を高めるための取組に沿ったものとし、生徒の能力・適性に応じて、令和4年度以降に実施する教育課程において開設する教科・科目において使用するものを選定することとし、特に次の点に留意するものとする。
 - ア. 本文、図表、表現等が正確であり、誤記、誤植又は脱字がない。
 - イ. 内容が教科・科目の目標に適合している。
 - ウ. 程度が生徒の実態に即し、適当である。
 - エ. 内容が系統的であり、配列や関連付けも適切で分量もよい。
 - オ. 印刷が鮮明であり、造本も適切で体裁もよい。
 - カ. 障がいその他の特性の有無にかかわらず生徒にとって読みやすいものになっている。
 - キ. 教科の目標を達成するよう、適切な創意・工夫がなされている。
- (2) 教科書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、適正を期するため、次の資料等を有効に活用する。
 - ア. 教科書編修趣意書（文部科学省編）
 - イ. 教科書展示会（開催期間：毎年6月から7月の間の一定期間）
東・中・西3地区の5会場
〔 県教育センター、鳥取市立中央図書館、倉吉市立図書館、米子市立図書館、境港市民図書館 〕

2 選定に当たっての留意事項

- (1) 各学校は、管理職、関係教職員で構成する『教科書選定委員会』を設置し、上記1の方針に基づいて、適正かつ公正に教科用図書を選定すること。
- (2) 選定の原案は各教科部会等で慎重に研究調査及び協議を重ねた上で作成することとし、『教科書選定委員会』で審査した後、外部関係者（PTA代表者、学校評議員、学校関係者評価委員など）の意見を聞いた上で選定すること。
- (3) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（準教科書）については、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定すること。

3 採択

- (1) 県立高等学校においては、各学校が選定した教科書の採択希望に基づき、県教育委員会が採択を行う。
- (2) 採択後、各学校は、採択結果及び選定理由について速やかに公表すること。